



地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護

運営推進会議について

(概要版)

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
介護事業指導課
(平成 30 年 4 月改正版)

1 はじめに

介護保険法が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に「地域密着型通所介護」が創設されました。サービス内容は従来と同様ですが、地域密着型サービスに位置づけられたことにより、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、「運営推進会議」を設置することが義務づけられました。「認知症対応型通所介護」についても、同様に「運営推進会議」の設置が義務づけられました。

「地域密着型サービス」は、より地域に根差したサービスが期待されています。事業者は、運営推進会議を開催し、活動報告を行うとともに、要望や助言を聞く機会を設けなければなりません。この仕組みにより、地域住民や地域の団体、関係者と連携・協力し、地域と交流を図ることで、より開かれた事業所運営を行うことが求められます。

運営推進会議の設置については、厚生労働省令で定められ、横浜市の基準条例においても同様に規定していますが、単に、事業者求められる義務として受けとめるのではなく、この仕組みを上手に活用して、事業所の運営に活かしていくことが重要です。

そのために、事業所運営にあたって、地域の一員であることを認識しながら、地域の関係者と連携・協力し合う関係づくりが大切です。提供するサービスがより身近に、より開かれたものになるよう、事業所の管理者をはじめ、職員の皆さんが、上手にこの仕組みを活用することによって、提供するサービスをさらに向上させることが可能になると考えています。

この「運営推進会議について（概要版）」は、「運営推進会議」の基本的事項について、情報提供するものです。

別冊の「運営推進会議の手引き」についても、概要版とあわせてご活用ください。

なお、平成30年4月に制度改正がありましたので、改めて内容についてご確認ください。

平成30年4月

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
介護事業指導課

2 「地域との連携」に関する根拠規定

1 運営推進会議の趣旨

運営推進会議は、サービス提供などの事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く場・機会として設置が義務付けられています。

事業所で提供しているサービス内容の報告、実施した行事や発生した事故の報告等を行い、評価や助言を受けることにより、更にサービスの質の向上を図ることが主な目的ですが、さらに、事業所運営の透明性の確保や向上を図る視点から、事業所独自の取り組みや地域包括ケアの推進に資するテーマで意見交換したり、認知症ケアについて情報共有する等、メンバーで話し合い創意工夫することは、運営推進会議の活性化につながります。

なお、本市に提出した事故報告書の内容については、必ず運営推進会議でも報告するようお願いします。

2 市条例における「地域との連携」に関する規定

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

(地域との連携等)

第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4、5 省略

(※この規定は「認知症対応型通所介護」にも準用されています。)

3 運営推進会議とは

1 運営推進会議 設置の経緯

2006年（平成18年）の制度改正により、地域密着型サービスが創設された際に、運営推進会議の仕組みが導入されました。運営推進会議の設置が義務付けられた主な地域密着型サービスは次の2つです。

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護

その後、2012年（平成24年）の制度改正によって創設された

- 看護小規模多機能型居宅介護 にも運営推進会議の設置が義務付けられました。

上記のサービス事業者は、「運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」とされています。

また、2015年（平成27年）の制度改正により、小規模（定員18名以下）の通所介護事業所は地域密着型サービスに移行する（施行は2016年4月）とともに、認知症対応型通所介護についても、運営推進会議の設置等が義務付けられました。

運営推進会議の設置目的や趣旨は、既に実施されているサービス事業所と同様ですが、開催頻度等に違いがあり、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護は、「おおむね6月に1回以上」とされています。

さらに、2018年（平成30年）の制度改正により、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる要件を満たした場合に複数事業所の運営推進会議を合同で開催することが可能となりました。※

【合同開催の要件】（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の場合）

- ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。

※ H30.4以前から他の地域密着型サービス事業所を併設している場合、複数事業所の同日における時間差での開催等を認めていましたがこの取扱いに変更はありません。

2 サービスごとの開催頻度の違い

(1) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

おおむね6か月に1回以上の開催が必要です。ただし、地域密着型通所介護のうち、療養通所介護については、おおむね12か月に1回以上の開催が必要です。

(2) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

おおむね2か月に1回以上の開催が必要です。

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

おおむね6か月に1回以上の開催が必要です。

*「運営推進会議」に代わって「介護・医療連携推進会議」の開催となります。

*H30.4.1 制度改正により3か月に1回から6か月に1回に変更されました。

3 運営推進会議の構成メンバー（委員）について

委員は、次の4区分から構成されます。それぞれの構成区分から最低1名を選任していただき、運営推進会議を構成します。

(1) 利用者、利用者の家族

参加（出席）依頼にあたっては、単に依頼文書を配布するだけでなく、直接お会いした上で出席を依頼するなど、なるべく複数の方の参加が得られるよう配慮してください。

(2) 地域住民の代表者

地域住民の代表者については、事業所のサービス提供エリアの中から、できるだけ近隣にお住まいの方を選任してください。

例示として、「自治会・町内会」「老人クラブ」「民生委員」など地域団体の方をはじめ、地域社会を構成している「婦人会」「商店会」「幼稚園・学校関係者」「NPO法人」、また、地域でボランティア活動をされている「介護相談員」や「配食等のボランティアグループ」など、幅広い住民の方からの参加を得ることにより、事業所運営に対して様々な立場からの貴重な声をいただくことが可能となります。

【例示】

- 事業所の近隣にお住まいの方
- 自治会・町内会、老人クラブなどの地域団体の方
- 民生委員、婦人会、商店会、幼稚園・学校関係者、NPO法人
- 介護相談員、配食ボランティアグループ など

(3) 市町村または地域包括支援センターの職員

区役所（高齢・障害支援課）職員、または事業所の所在地を管轄する地域包括支援センター職員

(4) 地域密着型通所介護について知見を有する者

「知見を有するもの」とは学識者に限りません。通所介護をはじめ介護サービスに経験や知識をお持ちの方、客観的、専門的な立場から意見を述べることを選任してください。運営推進会議の趣旨から、同じ法人またはその系列法人に所属する者を選任することは適切ではありません。

【例示】

- 他法人の介護支援専門員や社会福祉士などの有資格者
- 他法人の地域密着型通所介護事業所の管理者
- その他高齢者福祉事業に携わる者、または経験者
- 地区社会福祉協議会等の役員 など

4 運営推進会議の設置に向けて

運営推進会議の目的は、事業所の運営を透明性のあるものにし、サービスの質の向上を目指すことにあります。サービスは日々提供されるものであり、継続的、日常的な取り組みが不可欠です。そのうえで、事業所の外から助言等を得ることで、管理者、介護職員の気づきのきっかけになったり、事業所運営に反映させ役立てたりすること等が可能となります。

運営推進会議は、2006年（平成18年）に創設された地域密着型サービスの創設と同時に導入されました。その頃から「地域包括ケアシステム」の考え方が普及し始め、現在、全国の市町村・地域関係者・事業者で取り組まれています。地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの地域基盤を支える中心的なサービスの一つに位置づけられます。

地域密着型サービスは、「地域の中で暮らし続ける」ことを支援するサービスです。そのために、地域の様々な社会資源の活用やそのためのネットワークの構築等を基本にして、事業者による一方的なサービス提供ではなく、利用者がより良く「地域の中で暮らし続ける」ことに着目し、利用者と地域との関係を断ち切らない支援を行うことを使命としています。地域の関係者が連携・協力し、ネットワークを築いて、「地域の中で暮らし続ける」ことを面的に支援していくことが、利用者の視点に立ったより良いサービスにつながります。

そのために、事業所は地域の一員として良好な関係を築きつつ、提供するサービスが地域住民のニーズに合った地域資源となっていることを確認したり、サービス利用者がどのような地域生活を望み、これからサービスを利用するかもしれない地域住民が事業所に何を期待しているのか等々を知る機会を得ることは意義のあることです。

地域包括ケアシステムの基盤を形成している事業所と地域関係者によるネットワークづくりは、中・長期的な視点から取り組む必要があります。制度改正によって、運営推進会議の設置は事業者にとって義務となりましたが、やらされ感が大きくなると取り組みの形骸化が生じてきます。そうならないように、運営推進会議を事業所運営のためにどう役立て、地域関係者と一緒になどのようにこの仕組みを活用していくかを考えることが大切です。

運営推進会議は、事業所と地域をつなぐツールとして、事業所が提供するサービスを地域の関係者ととも育てていくことを応援する仕組みにもなり得ます。事業所は社会資源として地域の財産の一つであり、「地域の中で暮らし続ける」ことを支援する事例を日々蓄積しながら活動しています。そのことを地域の関係者と共有し理解を得ることが最初の取り組みになります。

5 運営推進会議に関するQ & A

質 問	回 答
<p>運営推進会議の設置等に関する根拠法令について</p>	<p>平成 28 年 4 月に厚生労働省令が改正されたことにより、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護事業所は、市条例により、「運営推進会議を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設けなければならない」と定められました。</p> <p>【指定地域密着型サービス基準条例第 60 条の 17、第 81 条】 地域密着型通所介護（認知症対応型通所介護）事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>運営推進会議を設置する目的はなにか</p>	<p>地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、提供するサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、質の確保を図ることを目的としています。</p>
<p>運営推進会議の設置時期について</p>	<p>新規事業所開設後、6 か月以内に第 1 回目を開催し、その後はおおむね 6 か月に 1 回開催してください。</p>
<p>運営推進会議の委員である「地域住民の代表者」とは、どのような人か</p>	<p>例えば、自治会・町内会や老人クラブなど各種地域団体の役員をはじめ、民生委員、保健指導員等が考えられますが、役職や肩書き等は要しません。事業所の近隣にお住いの方も委員になることも可能です。</p>

質 問	回 答
<p>「地域住民の代表者」として、近隣にお住まいの方に委員として就任を依頼することはできるか</p>	<p>「地域住民の代表者」は、地域団体等の役職者に限定されません。近隣住民の方に委員になっていただくことにより、事業所が提供するサービスについて、身近な地域の方にご理解をいただく良い機会となります。また、助言等を得る関係を構築することにより、事業所運営に理解、支援をいただけるような関係づくりも可能となります。</p>
<p>委員に任期はあるか</p>	<p>委員の任期に定めはありません。</p>
<p>家族の代わりに、後見人を委員とすることは可能か</p>	<p>可能です。</p>
<p>運営推進会議の委員である「サービスについて知見を有する者」とは、どのような職種や経験等を有するのか</p>	<p>知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、介護相談員等のボランティア、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方や携わった経験がある方等も含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べる方ができる方のことを言います。</p>
<p>事業所の法人職員等を、知見を有する者として委員に選任することは可能か</p>	<p>地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から同一法人またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくないと考えます。</p>
<p>同一人物が「利用者の家族」や「地域住民の代表者」、「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。</p>	<p>「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立揚が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられます。</p>
<p>委員の住所の範囲はあるか</p>	<p>知見を有する者の中には、事業所の近隣にお住まいではない方も想定されますが、可能であれば、事業所がある地域にお住まいの方が望ましいと考えます。</p>

<p>運営推進会議には、全てのメンバーが毎回参加することが必要か</p>	<p>毎回、全ての委員が参加しなければならないということはありません。会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りませんが、開催日時等については、参加者のご都合も考慮して事前調整をお願いします。</p>
<p>欠席した場合の対応はどうすればよいか</p>	<p>資料を送付し意見等を求めたり、会議で出された意見等について報告する等、状況に応じて必要な対応をお願いします。</p>
<p>運営推進会議が設置、開催できない事業所に対する減算規定はあるか</p>	<p>減算規定はありませんが、指定基準違反となるので指導の対象となります。平成 29 年度以降において、開催回数が基準に満たない場合も同様です。（平成 28 年度は経過措置）</p>
<p>運営推進会議の設置・報告・変更に係る届出の提出について</p>	<p>①運営推進会議の設置報告書（第 1 号様式）※初回のみ 横浜市健康福祉局介護事業指導課へ提出してください。 ②運営推進会議開催報告書（第 2 号様式から第 4 号様式） 及び活動状況報告書（第 5 号様式） 区役所高齢・障害支援課へ提出してください。 ③委員等の変更届 届出は不要です。</p> <p>※報告書の様式は別紙参照</p>